

# 生衛二五又大分

大分県生活衛生  
営業指導センター  
大分市長坂町  
1-12-3  
電話097-537-4858

## 平成二五年度予算成立に伴う生活衛生資金貸付の貸付条件の改正

平成二五年度予算の成立に伴い、次のとおり、日本公庫の生衛貸付の貸付条件が改正されました。

○平成25年5月20日までの間に実施の、以下の貸付条件が平成26年3月31日まで延長

### 1 一般貸付・振興事業貸付共通事項

- ① 省エネルギー設備
- ② 「太陽熱利用冷温熱装置」、「太陽光発電設備」、「風力発電設備」の貸付利率を特別利率
- ③ (特利C)とする取扱い

- ② 「建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料」、「クリーンエネルギー自動車」の貸付利率を特別利率②(特利B)とする取扱い
- (2) 独立開業設備資金

- (3) 引火性溶剤の安全対策設備資金の取扱い
- (4) 生衛業を新たに開業しようとする者又は開業して概ね5年以内の者であつて、雇用の維持又は拡大する者への

利率を0.2%低減する取扱い

### 2 生活衛生経営改善資金特別貸付(衛経)

- (1) 貸付制度の取扱い
- (2) 貸付限度額について、「1,000万円」を「1,500万円」とする取扱い
- (3) 貸付期間について、「設備資金7年以内」、「設備資金5年以内」、「設備資金10年以内」、「運転資金7年以内」とする取扱い
- (4) 据置期間について、「6カ月以内」を「設備資金2年以内」、「運転資金1年以内」とする取扱い

- (4) 据置期間について、「6カ月以内」を「設備資金2年以内」、「運転資金1年以内」とする取扱い

### 3 特例貸付

- (1) 環境対策等関連施設貸付(防災・環境対策資金)制度の取扱い
- (2) 事業安定等施設貸付(雇用安定資金)制度の取扱い

- (3) 健康・福祉増進関連事業施設貸付(福祉増進関連施設等資金)制度の取扱い

### 4 生活衛生関係営業セーフティネット貸付

(1) 経営環境変化対応資金

- ① 貸付制度の取扱い
- ② 貸付対象の売上減少要件10%を5%とする取扱い
- ③ 貸付限度額を5,700万円とする取扱い
- ④ 貸付期間8年以内、据置期間3年以内とする取扱い
- ⑤ 次に係る利率を低減する取扱い

- ア 雇用の維持又は拡大を図る場合
- 基準金利10.2%
- イ 次のいずれにも該当する場合
- 基準金利10.4%
- ・ 借入負担が重く、経営の改善に迫られていること。
- ・ 日本公庫又は認定支援機関の支援を受けて事業計画書を策定すること。

- (2) 金融環境変化対応資金
- ① 貸付制度の取扱い
- ② 貸付限度額を4,000万円とする取扱い
- ③ 貸付期間8年以内、据置期間3年以内とする取扱い
- ④ 貸付対象のうち、「経営状況が悪化していないにもかかわらず、

- 取得価格の7%の税額控除が得られる特例措置(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)が創設されました。

取引金融機関との取引状況が変化している者」の取扱い

### 5 震災復興関連制度

- (1) 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付制度
- ① 貸付制度の取扱い
- ② 資金使途として、従来の設備資金に加え、振興運転資金が追加されます。なお、既存債務の返済を資金使途とする部分については、基準金利(ただし、標準営業約款登録業者については特利A)とし、返済される既存債務に適用されている貸付利率の方が低い場合には、当該利率が適用されます。

- (2) 次に係る取扱い
- ① 衛経の「被災者への貸付利率の特例措置」
- ② 一般貸付・振興事業貸付(振興事業設備資金に限る)の「被災者等への貸付利率の特例措置」

- (3) 設備資金貸付利率特例制度

- 平成16年7月6日付健康発第0706002号厚生労働省健康局長通知に基づくその他公衆浴場業におけるレジオネラ症の発生を防止するために行う設備の改善に必要な設備資

金貸付について、取扱期間を平成28年3月31日まで延長されます。

○振興特別利率適用施設設備について、全業種に「受動喫煙防止設備」を追加されます。

## 生衛業平成二五年度税制

今般、租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の一部が下記のとおり改正され、平成二五年度四月一日から施行されています。

### 1 交際費課税の見直し

中小法人に係る交際費課税の特例について、控除限度額を800万円(従前600万円)に引き上げるとともに、控除限度額までは全額の損金算入措置が可能となりました。

### 2 共同利用施設の特別償却制度の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合の特別償却制度(取得価格の6%)の適用期限が2年延長されました。

### 3 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

中小企業等が経営改善に関する指導及び助言を受けて器具備品(30万円以上)及び建物附属設備(60万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は

取得価格の7%の税額控除が得られる特例措置(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)が創設されました。

(注) 生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センターは、経営革新等支援機関等(※メモ参照)として経営改善に関する指導及び助言を行う機関として認められています。

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成二四年八月三〇日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

### 1 雇用促進税制とは、適用年度中に雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税(個人事業主の場合には所得税)の税額免除の適用が受けられる制度です。

2 雇用者数の増加1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

### 3 適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

企業の労働分配の拡大を促す所得拡大促進税制が創設されました。

## 雇用促進税制が拡大

平成二三年度から実施されている雇用促進税制が、次のとおり拡充

されました。拡充内容は、平成二五年四月一日以降に始まる事業年度から適用になります。

### 1 雇用促進税制とは、適用年度中に雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税(個人事業主の場合には所得税)の税額免除の適用が受けられる制度です。

2 雇用者数の増加1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

### 3 適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

企業の労働分配の拡大を促す所得拡大促進税制が創設されました。

### 【参考】所得拡大促進税制について

雇用促進税制とは、選択適用になります。その概要は、次のとおりです。国内雇用者に対する給与等支給額を基準年度と比較して5%以上増加させたなどの要件を満たした場合、その増加額について10%の税額控除を認める制度です。(平成25年度から3年間の措置)「詳しくは」

経済産業省経済産業政策局 企業行動課 Tel.03-3501-1675

が、次のとおり拡充

## 景気動向調査 第4四半期の調査結果

平成二五年四月一六日、日本政策金融公庫国民生活事業本部より、第4四半期(1月〜3月)の結果が発表されました。

景気の動向(アウトライ)は、次のとおりです。

今期(平成二五年1〜3月期)の売上、採算、業況の各DIは、▲40.4(前期比1.8 ポイント上昇)、▲31.8(同9.9 ポイント低下)、▲48.9(同20.4 ポイント低下)となりました。

前年同期期に対しては、売上DIは1.9 ポイント、採算DIは8.4 ポイント、業況DIは2.2 ポイント低下しました。

売上DIは3期連続、採算DIは4期連続で、業況DIは13期ぶりに前年同期を下回りました。

生活衛生関係営業の景況は、依然として厳しく、かぎりが見られません。

一方、売上、業況DIの来期見通しは、▲26.8、▲3.5となり、それぞれ13.6ポイント、45.4ポイントの上昇を見込んでいます。

### 【注】

DI:良い(増加・黒字・好転)企業の割合  
悪い(減少・赤字・悪化)企業の割合

# 食鳥肉販売業の振興指針の全部改正について

厚生労働省において食鳥肉販売業の振興指針の改正が行われ、平成二五年四月一日から適用する旨のことが告示された。

## 1. 改正の主旨

食鳥肉販売業について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の目的である経営の健全化を通じた衛生水準の向上を図るため、営業者をめぐる環境を踏まえ、食鳥肉販売業の振興指針を全部の改正する。

## 2 改正の内容

食鳥肉販売業者は、食の安全・安心を確保するとともに、専門性や地域密着、対面販売等の強みを活かし、世帯構造や消費者ニーズ、ライフスタイルに的確に対応しながら、価格以外の競争軸を見出し、商品力や付加価値、独自性を高めていくことが期待される。

また、国、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合、日本政策金融公庫は、それぞれの役割に応じ、これらの取組みを重層的に支援することが求められる。

## 次の点を改正する。

(1) 地域密着や対面販売を活かしたサービスの充実

● 手間やこだわりによる独自サービスやおもてなしの心による温もりのあるサービス

● 顔の見えるサービスならではの顧客へのきめ細かなサービス提供や懇切丁寧な接客

## (2) 専門性を活かした付加価値や商品力の充実

● 看板商品、健康志向に対応した低カロリー惣菜等(高い商品力、提案力)

● 専門性にふさわしい商品力の充実(豊富な品ぞろえ)

● 捌きたての新鮮な鳥肉の提供

(3) 高齢者、共稼ぎ世帯等の多様なニーズへの対応

● 中食(弁当、惣菜、惣菜半製品)の提供、宅配等の買い物弱者対策の推進

(4) 経営の合理化及び効率化

● 商品毎の売れる時間帯や曜日毎の販売状況の把握とそれを踏まえた仕入れや販売

● 部位毎の歩留まり率の把握とそれを踏まえた適切な処理

(5) 食の安心・安全の確保

● 衛生管理、鮮度管理の徹底

● 消費者に対する商品に関する詳細な情報や鳥肉に関する正しい知識の提供

## 3 適用日

平成25年4月1日

## 【メモ】

振興指針と振興計画

## 1 振興指針

(1) 振興指針の設定目的  
生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資する。

(2) 振興指針の性格  
ア業界全体の振興を図るための指針

イ生活衛生同業組合が策定する振興計画の認定基準

(3) 設定権者  
厚生労働大臣

## 2 振興計画

(1) 振興計画の策定目的  
組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するもので、振興指針の内容を具体化するもの。

(2) 策定者  
組合及び小組合

(3) 振興計画の認定組合  
又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

3 振興事業に対する国の特別配慮

振興事業に基づいて整備

する施設設備については、国民生活金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資が有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのにも必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

## 国内宿泊施設の利用に関する消費者意識と旅館業の経営実態調査

平成二五年二月二日、日本政策金融公庫から「国内宿泊施設の利用に関する消費者意識と旅館業の経営実態調査結果」が発表され、本紙第1号で、調査結果のうち、消費者意識の結果を掲載した。第2号では旅館業の経営実態を紹介する。

「影響がある」の割合がそれぞれ34.5%、17.8%となっている。

## ○ 経営面の取り組み

インターネットを利用した取り組みでは、「宿泊サイトへの登録」が最も効果がたかい。また外国人への集客についても「外国人客に対応した宿泊サイトへの登録」が最も効果が高い。行歴20年未満の企業は、宿泊サイト、ブログ、メール、マガジン等のインターネットを活用した取り組みの実施割合が全体に比べて高い。

最近1年間の宿泊売上全体に占めるシニア層(おおむね60歳以上)の売上割合は、「20%未満」35.4%、「20%未満」29.0%などとなっている。シニア層向け売上の前年と比べた増減傾向は「増加」が23.5%にとどまり、「減少」が15.4%となっている。

一方、シニア層で利用が増えた同行形態は「夫婦のみ」が最も多く、実施効果が高い取り組みは「シニア層への割引サービスの実施」となっている。シニア層の集客に向けた取り組みについては「必要性は感じているが実施していない」の割合が5割を超えていることから、シニア層の取り組みが今後の課題として挙げられる。

○ 今後の経営方針  
また、円高、北東アジアにおける外交問題による経営悪化への影響では

【特別企画…これまで7回にわたり掲載した「経営分析の方法」は、今回で終了します。】

## (5) 損益分岐点分析

利益の額と費用の額が等しくなる売上高(利益と損失の分れ目)つまり利益でもまた損失でもない売上高のこと、売上高が収支トントンの採算点を損益分岐点という。計算式による算出方法は、次の二つの方法がある。

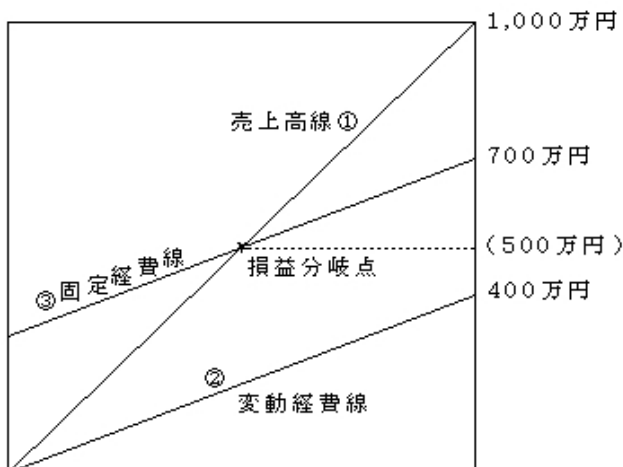
- ① 損益分岐点売上高  
損益分岐点(円) ÷ 固定費 ÷ (1 - 変動費/売上高)
- ② 変動経費率  
変動経費率 = (変動経費 ÷ 売上高) × 100 (%)
- ③ 損益分岐点費率  
損益分岐点費率 = (固定経費 ÷ 売上高) × 100 (%)
- ④ 損益分岐点費比率  
損益分岐点費比率 = (損益分岐点売上高 ÷ 売上高) × 100 (%)
- ⑤ 必要利益金に対する達成売上目標額算式  
目標売上高 = (必要利益金 ÷ 固定経費率) ÷ (1 - 変動経費率/売上高)
- ⑥ 売上達成高に対する予定利益金の算式  
予定利益金 = 目標売上高 × (1 - 変動経費率/売上高) - 固定経費

今後の経営方針は、「情報通信技術の積極的な活用」が最も多く、以下、「宿泊に特化した安価でシンプルなサービスの提供、施設づくり」、「自然の景観を生かした趣のある施設づくり」の順となっている。

## お知らせ(生衛センター)

特別企画「経営分析の方法」は、内容を補充し、「お店の健康診断(経営財務分析)」として冊子に取りまとめました。適当数を無料(送料別途)で配付できます。ご希望の方は、当生衛センター(097-537-4858)まで連絡ください。

別図



なお、別図の方法でもよい。変動経費線を下の段に記録し、固定経費線と売上高線と固定経費線の交り線が同じく分岐点となる。